

# 第 29 回労供労組協総会議案書

日時：2012 年 2 月 23 日（木）、午後 1 時 30 分より

場所：國學院大學渋谷キャンパス 3 号館 3307 教室

## もくじ

はじめに	2
I. 2011 年度経過報告	2
II. 2012 年度活動方針	16

## 資料

1. 労働者供給事業関連労働組合協議会運営規定	17
2. 労供労組協名簿	18
3. 労働者供給事業許可組合・許可番号等リスト	19
4. ろうきょう通信 No.42、No.43、No.44	23
5. 介護・家政職ユニオンと企業組合ケアフォーラムの関係	28
6. 平成 22 年度労働者供給事業報告の集計結果	29
7. 労働者供給事業の許可申請の特例	32
8. 労働者派遣事業適正運営協力員名簿	33
9. 労働者派遣事業適正運営協力員会議資料	35
10. 第 33 回しごと情報ネット運営協議会資料	38
11. 2012 国際協同組合年全国実行委員会行動計画	41
12. 派遣スタッフアンケート 2011 集計結果	45
13. 私たちは改正労働者派遣法案の早期成立を求めます	56

## 議事次第

1. 開会
2. 議長挨拶
3. 議事
  - 第 1 議題 2011 年度経過と 2012 年度活動方針提案
  - 第 2 議題 2011 年度決算報告と会計監査  
2012 年度予算提案
4. 役員選出
  - 2012 年度役員選出
5. 閉会

## はじめに

労働者派遣法改正案は、製造業派遣の原則禁止の削除、登録型派遣の原則禁止の削除、日雇派遣は30日以内の派遣の禁止、違法な派遣があった場合に派遣先が派遣労働者に雇用契約を申し込んだとみなす「みなし規定」の実施は3年後というように大きく修正され、昨年12月、衆議院厚生労働省委員会で採決され、継続審議となりました。非正規労働者の規制強化に対する資本側の巻き返しが強まっています。

2009年9月に國學院大學に設立された「労供研究会」は研究を重ね、今年2月に最終報告をまとめることになりました。労働者供給事業法の構想を提起するまでに至りませんでした。労働組合による労働者供給事業の重要性を社会的にアピールしていくことがさらに求められることになります。

日雇雇用保険や日雇健康保険の受給要件の緩和を求める署名運動を成功させ、非正規労働者に関する社会労働保険制度の改革を図るとともに、労働者供給事業法の構想を具体化させていかなければなりません。

## I. 2011年度経過報告

### 1. 主な活動課題

#### (1) 労供労働者の権利の維持・拡大

- ① 労働者派遣法に反対し、労働者供給事業法の制定を求める。
- ② 労働局統廃合に反対するなど、職安行政の動向に対応し、厚生労働省や東京労働局などへの要請を行う。
- ③ 労働者性の追求と雇用関係の拡大
  - a. 労働基準法の適用対象（労働者概念）の拡大
  - b. 労働契約法の適用拡大（推定規定の導入）

昨年4月に厚生労働省は東北地方太平洋沖地震により被災した組合員の就労を確保するためとして、労働者供給事業許可申請時に必要な、各都道府県労働委員会が発行する「労働組合資格証明書」について後日提出で良しとする、労働者供給事業の許可申請の特例（別紙6参照）を設けました。

この特例措置について、6月1日、伊藤彰信議長をはじめ3名が厚生労働省職業安定局派遣・有期労働対策部需給調整事業課の太田衛課長補佐と職業紹介係の森岡巨博係長に話を聞きました。

その時点では特例による申請は無く、その後1件予定があるとのことでした。また、この特例を設置したきっかけは、ある国会議員の働きかけによるとのことでした。

特例による申請時は労働組合としての確認を本省においても慎重に行うこと、また、労供組協にもその情報を伝えることを約束してもらいました。

その後、需給調整事業課長が鈴木英二課長から田畑一雄課長に代わり、9月13日に伊藤彰信議長をはじめ、3名で需給調整事業課を訪問しています。

昨年3月より神戸港を皮切りに試験導入されている、PS (Port Security) カードですが、労供労組協では全港湾、自運労および建交労が中心になり、港で働く労働者供給事業の日々雇用労働者に対してPSカードを貸与するように、国土交通省港湾局総務課危機管理室と交渉を行ってきました。その要求が実現されることになり、昨年9月1日（木）に国土交通省港湾局総務課危機管理室で労供組合に対するPSカード発行についての説明会が開催されました。（資料4-1参照）

## (2)「供給・派遣」などによる労働者事業体の強化・発展

- ①企業組合スタッフフォーラムの供給・派遣について議論を進め、方向性を定める。
- ②「供給・派遣」や「供給・請負」などにおける事業体として労働者協同組合の活用を検討する。
- ③しごと情報ネットの活用をはかる。
- ④パソコン教室の活用など職業教育をおこなう。
- ⑤違法な派遣、請負、労供を摘発し、労働条件や法令順守などにおける「供給・派遣」や「供給・請負」の優位性を示す。

### 【スタッフフォーラム】

企業組合スタッフフォーラムは1999年12月に発足した供給・派遣における派遣事業体です。労働組合からの供給を受けた組合員を派遣する第1号の事業体として労供労組協の加盟組合が協力して創りました。

2000年1月1日から労働者派遣を開始しており、専任者も配置し、OAスタッフ（機器操作）を中心に派遣を行ってきました。

その後、2008年3月には問題になった日雇派遣について、グッドウィルの日雇派遣をスタッフフォーラムからの供給・派遣へ切替えることにより、①非正規労働者（日雇派遣スタッフ）の組織化、②日雇派遣に代わる安定的派遣労働の提供、を目的に経営責任者として外部から人を受け入れ、第2事業部を発足しています。

ところが、同年のリーマン・ショックが引金となった不景気により、スタッフフォーラムの製造業派遣も余儀なく撤退に追い込まれ、OAスタッフを中心とした事業運営に転換しました。

不景気の中での営業は困難を極め、また、一般の派遣会社との競争の中で事業運営をせざるを得ない状況の中、それでも営業努力によりある程度の派遣先を開拓してきました。ところが、労働組合を毛嫌いする企業が多く、派遣開始寸前に破談になるケースが頻発しました。

そのため、スタッフフォーラムから労働組合臭を排除するため、法人名の変更を行い、ホームページも労働組合からのリンクは一切張らない、供給元組合の議案書などにも名前を一切出さない、との方針で経営を行ってきましたが、結局、大手企業との競争には勝てず、廃業せざるを得ない状況に至ってしまいました。

供給・派遣において派遣事業体を主体とした事業運営については、課題を残す結果となりました。

## 【労供労連】

労供労連加盟組合は、自運労、新運転、神奈川人材供給の三労組に昨年総会を契機に全運労がオブザーバー加盟をしました。そして首都圏、関西圏で約4000名の組合員が日々雇用を原則にした労供契約の下で就労しています。

主な労供先事業所は、生コン、清掃、一般トラック、タクシーなどの運転業務と清掃業関係に集中しています。その中で生コン輸送業界は、過去数年来の公共事業削減と不動産不況の影響で、生コン出荷量が前年比を大幅に下回り、生コン工場の稼働率の大幅に割り込みが続いている結果、東京圏を除いた各組織の組合員数が減少するという危機的な組織状況が続いています。こうしたことから、各組織では、過去数年来の喫緊の課題として労供先事業所の多様化と拡大の取り組みに挑戦しています。

その新たな労供職種と労供先事業の拡大に向けて新運転では、供給・派遣の取り組みとして東京地本は有限会社タブレット、関西地本は(株)ニューロードを設立しています。その中で、(有)タブレットでは事務請負事業を定款で追加し、印紙適用事業所に伴う事務負担を肩代わりすることで労供契約を維持拡大すべく努力し、(株)ニューロードは、生コン以外の職種への供給・派遣の契約に取り組んでいます。

また東京段階では、清掃事業の都区移管に伴う局収車の大巾減車と清掃公務員の削減、負契約の競争入札と低運賃化などの行財政改革に対応して新運転、自運労が12年前から清掃作業員と資源車の運転手労供に取組んだ結果、清掃組合員の継続就労者の大巾増というプラスの反面、日々雇用の労供事業との法的矛盾が新たな問題となっています。

一方、派遣労働だけでなく直雇用とはいっても有期雇用契約やアルバイト・パート・請負契約による官製ワーキングプアといわれる非正規労働者の労働条件と雇用問題の悪化が増えてきた中で、われわれのように企業に従属する労働者個人の労働契約から労働組合の集団力による労供契約の優越性を発揮してディーセントワーク・ワークライフバランス・ワークシェアリングといった望むべき働き方、生き方を追及していくべきだと考えています。その為にも労働組合による労供事業法の制定が必要であり、非正規労働運動の本流とすべく奮闘していきたいと考えています。

## 【全港湾】

### 全港湾の労働者供給事業

全港湾では全港湾中央本部が取得した労働者供給事業許可下での事業と、全港湾の支部が独自で取得した労働者供給事業許可下での事業とで労働者供給事業をおこなっています。中央本部と支部とを合わせて、供給先企業が75社、供給対象組合員が月平均674人(常時供給組合員504人、臨時供給組合員170人)となっています。

### 全港湾中央本部労働者供給事業

全港湾中央本部の労働者供給事業は、労働者供給事業を開始してから6年が経過しました。2012年2月1日付けで東北地方塩竈支部が労供事業に加わり、現在、13支部15事業所で事業をおこなっています。供給職種は、港湾荷役、船内荷役、沿岸荷役、倉庫荷役、整備工場内作業、構内作業、自動車運転手、事務、看護師、家政婦(夫)(家

事補助、介護)の10職種で供給先企業は48社となっています。供給対象組合員は月平均539人(常時供給組合員446人、臨時供給組合員93人)。年間の供給延人員は昨年度実績で36,761人でした。年度統計が3月末締めであるため、震災の影響は年度数値にはほとんど反映されておらず、供給延人員は一昨年度の実績より138%増となっています。また、震災で仕事を失った小名浜支部の組合員が労働者供給事業を活用して新潟港で働くなど、震災を機に労働者供給事業を用いた広域就労に取り組みました。

地方・支部	職種	供給先	月平均供給対象組合員数
東北地方小名浜支部	港湾荷役、倉庫荷役 自動車運転	2社	53名(常時53、臨時0)
東北地方宮古支部	船内荷役、沿岸荷役 倉庫荷役、自動車運転	1社	0名(常時0、臨時0)
東北地方塩竈支部	港湾荷役、倉庫荷役 自動車運転	4社	30名(常時20、臨時10)
日本海地方新潟支部	港湾荷役、倉庫荷役 工場内作業、事務 自動車運転	7社	130名(常時62、臨時68)
日本海地方伏木支部	船内荷役、沿岸荷役 倉庫荷役、自動車運転	8社	8名(常時8、臨時0)
日本海地方敦賀支部	港湾荷役、倉庫荷役	1社	0名(常時0、臨時0)
日本海地方七尾支部	港湾荷役	2社	3名(常時3、臨時0)
日本海地方直江津支部	港湾荷役、倉庫荷役	1社	21名(常時15、臨時6)
関東地方横浜支部	自動車運転、倉庫荷役 構内作業、事務	7社	10名(常時10、臨時0)
関東地方東京支部	自動車運転、構内作業	5社	46名(常時46、臨時0)
関東地方介護・家政職支部	家政婦(夫)、看護師	1社+個人	102名(常時100、臨時2)
” 甲府事業所	”	”	37名(常時37、臨時0)
” 金沢むつみ会	”	”	32名(常時25、臨時7)
四国地方香川県支部	船内荷役、沿岸荷役 倉庫荷役、構内作業	3社	34名(常時34、臨時0)
九州地方鹿児島支部	船内荷役、沿岸荷役 倉庫荷役	6社	33名(常時33、臨時0)

(2012年2月現在)

#### 全港湾支部独自労働者供給事業

中央本部取得の労働者供給事業の許可とは別に、舞鶴支部、名古屋支部、大阪支部、阪神支部、長崎県支部が労働者供給事業の許可を支部で取得して事業をおこなっています。

支部	職種	供給先	月平均供給対象組合員数
日本海地方舞鶴支部	港湾運送	3社	27名(常時4、臨時23)
東海地方名古屋支部	運送、港運	2社	2名(常時0、臨時2)

関西地方大阪支部	船内荷役、自動車運転士 誘導員、運搬・倉庫作業	10社	30名（常時30、臨時0）
関西地方阪神支部	海コン	6社	16名（常時16、臨時0）
九州地方長崎県支部	港湾荷役、船内沿岸、倉庫	6社	60名（常時8、臨時52） （2012年2月現在）

【介護・家政職ユニオン（全港湾、介護家政職支部）】

①労供事業および介護保険事業の実績

労供事業実績

	年度	田園調布	甲府	金沢	合計
事業高(年間・万円)	2005年	16,749	740	5,179	22,668
	2006年	14,678	1,844	2,484	19,006
	2007年	16,761	2,488	2,805	22,054
	2008年	16,710	2,400	2,292	21,402
	<b>2009年</b>	<b>17,321</b>	<b>2,100</b>	<b>1,992</b>	<b>21,413</b>
利用者(月平均・人)	2005年	182	13	19	214
	2006年	198	19	21	238
	2007年	213	29	24	266
	2008年	248	33	28	309
	<b>2009年</b>	<b>206</b>	<b>17</b>	<b>27</b>	<b>250</b>

田園調布の利用者数は2008年以前は年度末

介護保険事業実績

	年度	田園調布	甲府	金沢	合計
事業高(月平均・千円)	2005年	9,233	4,699	1,654	15,586
	2006年	8,412	1,799	1,197	11,408
	2007年	7,300	2,666	1,355	11,321
	2008年	7,751	2,769	1,385	11,905
	<b>2009年</b>	<b>8,429</b>	<b>3,535</b>	<b>1,751</b>	<b>13,715</b>
利用者(月平均・人)	2005年	130	56	21	207
	2006年	113	22	21	156
	2007年	117	44	25	186
	2008年	123	67	23	213
	<b>2009年</b>	<b>152</b>	<b>82</b>	<b>29</b>	<b>263</b>

事業高は上乗せ分を含む

組合員数

	年度	田園調布	甲府	金沢	合計
組合員年度末人数(人)	2005年	119		23	142
	2006年	121	26	24	171
	2007年	120	36	34	190
	2008年	110	33	32	175
	<b>2009年</b>	<b>107</b>	<b>32</b>	<b>31</b>	<b>170</b>

## ②賃金の実態

### ②-1 労供事業賃金（料金） 2010年3月の時給実績

田園調布	1,816円
甲府	1,674円
金沢	1,680円

### ②-2 介護保険賃金 2010年年度の時給実績

介護保険ヘルパー平均時給実績

		介護報	実績賃	賃金率
田園調布	2005年	2738	1707	62%
	2006年	2811	1640	58%
	2007年	3077	1657	54%
	2008年	3184	1799	56%
	2009年	3412	1895	56%
甲府	2005年	2579	1582	61%
	2006年	2877	1592	55%
	2007年	2871	1663	58%
	2008年	2831	1625	57%
	2009年	2913	1671	57%
金沢	2005年	2436	1573	65%
	2006年	2466	1502	61%
	2007年	2910	1492	51%
	2008年	3025	1643	54%
	2009年	3165	1694	54%

## ③諸活動報告

### ③-1 労供事業、介護保険事業の促進

- ・HPなどを通じた宣伝強化。
- ・全港湾傘下の訪問介護事業者の拡大支援
- ・賃金の改定

09年6月以降、田園調布は身体介護1を200円引き上げて1200円（30分）としました。

甲府、金沢は身体介護1を50円引き上げて1000円（30分）としました。

- ・自立ケアマネ事業所の設立支援と自立ケアマネとの連携強化
- ・金沢事業所の再建

### ③-2 全港湾・労供労組協の活動への参加

- ・厚生労働省交渉強化

### ③-3 福利厚生・・・対人・対物損害保険と傷害保険を継続しました。

### ③-4 組織のありかた・運営

- ・介護家政職支部に組織統合への実務的手続き

組織統合は完了しました。支部財政を改善しました。

企業組合が地方ごとに自立することと、一本化された介護家政職ユニオンとの連携強化が課題です。

- ・労使協定の改定を実施

- ・各分会の責任で労供事業の運営を行った
- ・財政
  - 各分会単位
- ・組織強化・拡大は現状維持に止まっている。
- ・組合費のあり方 現状組合費の方式維持
  - 非常勤ヘルパーについては現状組合費の方式を維持しました。
  - 常勤事務局員については、田園調布事務局にあわせました。
- ・執行委員会は各分会の委員会を基本にして、必要に応じて執行委員長が召集する

### 【全建総連】

2011年3月11日に東日本大震災が発生し、4月1日に大畠元国土交通大臣が「応急仮設住宅を地域県産材と地域工務店の活用で木造住宅を建設したい」と発言。4月8日には全建総連と全国中小建築工事業団体連合会（全建連）・工務店サポートセンター及び日本建築士会連合会（士会連合会）の3団体が地域工務店・地域材を活用した「応急仮設木造住宅建設協議会」を設立しました。

3団体は資材調達・単価調整支援、計画・監理支援、工事労務支援に役割分担し、全建総連は工事労務支援として労働力の供給をすることになりました。しかし建設業の派遣業務は違法であり、全建総連は労働者供給事業の許可申請することに至りました。

応急仮設住宅は各県ごとの要件に沿って事業者公募が行われ、福島県のみ受注を得ることができました。全建総連は初めて事業公募し受注を得た地元工務店サポートセンター会員のE社と労働協約を締結しました。労働者供給については、一部追加工事等により工期に延長はあったものの、主に地元組合員が工事労務支援に参加し、複数の現場が同時進行した時には全国の仲間の労働力支援・協力の助け合いにより、工期や引き渡しが間に合わないことはありませんでした。現場では個人ごとに雇い入れ通知書が結ばれ、地方からの労働力支援・協力等のために全建総連本部書記局員も現地に常駐しました。

この応急木造仮設住宅の建設への従事者は延べ7,002人、534戸を建設、被災地の復興・復旧に寄与しました。

また、この経験から各都道府県と災害協定を締結し、大規模災害後、地域の雇用確保、経済再生、仕事創出を柱とし、速やかに木造応急仮設住宅を供給するために、(社)工務店サポートセンターと全建総連が正会員となって、一般社団法人「全国木造建設事業協会」(全木協)を9月1日に設立しました。

### 【電算労、コンピュータユニオン】

電算労、コンピュータ・ユニオンでは労供の許可を1983年12月に取得し、翌年1984年から労供事業を開始しています。2001年4月からは企業組合コンピュータユニオンで一般労働者派遣事業の許可を得て供給・派遣を始めました。

現在、供給・派遣の仕組みにおいて、派遣事業体を企業組合コンピュータユニオンではなく、従来の取引先が派遣事業体となる直供給が増えてきています。



現在、直供給も含めて、供給・派遣がおよそ3分の2となっています。残りの3分の1の組合員は個人事業主として、個人契約で就労しており、国民健康保険、国民年金になっています。

稼働率は2009年5月の60%から80%台にまで回復しました。案件数も増えてきており、徐々に回復の兆しが見えてきました。

企業組合コンピュータユニオンは供給・派遣が始まる前、1993年に発足しており、供給で仕事に就きにくい組合員のための仕事確保を目的に発足しました。

現在では、「生涯を通して組合で仕事に就く」ことを目的に、これまでのユーザからの依頼を受けてシステムを開発する、請負だけでなく、自らWeb会計システムを開発し、サービスとして提供することを昨年8月から開始しています。

### 【音楽ユニオン】

日本音楽家ユニオンでは、全国本部・各地方本部（北海道、東北、関東、中部、関西、中四国、九州）で供給事業を行っています。内容はクラシックからジャズ・ポピュラーまで多岐にわたっています。

しかし、音楽業界の現状は以下の通り非常に厳しいことに加え、2011年3月11日に発生した東日本大震災後、歌舞音曲を自粛するムードの高まり、コンサートホール等の建物への被害、節電等によりしばらく供給が止まりました。

#### <レコード産業>

CD等のいわゆるパッケージものの生産実績は、1998年をピークに減少の一途をたどっています。これは、インターネットを始めとする伝達通信手段の急激な変化などが大きな原因と思われますが、今後ますます多様化し、拡大することが予想されます。

このようにCDなどのパッケージ販売が減少し、音楽コンテンツが従来の著作権法上の録音物の概念に収まらなくなると、実演家の権利そのものが損なわれることにもなりかねません。さらに、デジタルでの音楽制作が主流となり、音楽家の演奏機会が急激に減少しています。

#### <スタジオ分野>

放送の多チャンネル化が進んでいるにも関わらず演奏家の出演機会が激減するという現象が続いています。2011年の基準演奏料(ミニマム・スケール)改訂交渉は、相変わらず先行きの不透明な経済状況の下で、厳しい交渉となり、粘り強い交渉を重ねた結果、若干の好結果を得ることができましたが、2012年は更に厳しい状況となっています。地デジ化に伴う経費増は、もはや演奏料を上げられない理由にはなりません。

#### <フリー分野>

音楽家をとりまく状況は少しも好転せず、契約問題、出演料未払い事件を始めとし、非常勤講師の契約解除などフリーランスの音楽家(=非正規雇用)にとって厳しい状況が続いています。

#### <オーケストラ分野>

公益法人改革に伴う新法人への移行期限まであと2年ほどとなり、負債を抱えてい

る楽団は必死に経営の努力をしていますが、大震災の影響でさらに移行へのハードルが高くなり、また既に移行を成し遂げた楽団も、財団法人の場合、2年間連続して純資産300万円を下回ると解散要件になるという問題に直面しています。また、年金支給時期スライドに対応する定年制度、雇用延長に関わる問題や、ニューフィル千葉の請負楽員制度に見られるメンバーの非労働契約問題が継続しています。

#### <音楽ユニオンの取り組み>

現在の音楽業界は、需要の少ない市場へ過剰に音楽家を供給しています。多くの音楽事務所が価格破壊につながるような低価格の演奏料で音楽家の派遣を行っており、金額よりも演奏の場を求める音楽家はその流れを助長しています。さらに大震災後、ボランティアと称し無料で演奏を求められる状況が急激に増えています。

このような状況の中、2011年3月13日に、ミュージックの日の一環として、「君もプロの音楽家になれるか?!」と題したシンポジウム(第4回)を開催しました。音楽家の厳しい現状を反映して仕事興し、キャリアサポートなどを主な目的としたもので、若い音楽家の参加がありました。(次回は2012年3月11日に開催)

また、2011年5月29日に「フリーランス震災ホットライン」を開設しました(日本音楽家ユニオン、ユニオン出版ネットワーク、映画演劇アニメーションユニオン、連合ユニオン東京・委託労働者ユニオン主催)。当日は、日本労働弁護団所属の水口洋介弁護士(東京法律事務所)・三浦直子弁護士(東京合同法律事務所)の参加がありました。相談件数は少なかったものの、コンサートなどの自粛や紙の不足による雑誌のページ減、本の発行中止といった各職種の「3・11後の現状」を出しあうなど、相談員同士、職種や組合を超えて情報交換が行われました。

さらに、11月3日には「フリーランス文化祭」を開催し、音楽家はもとより、編集者、イラストレーター、フリーライターなど様々な業種のフリーランサーが集まり、委託・個人請負労働者の問題とユニオンの活動をアピールしました。

音楽ユニオンは、将来を担う音楽家の活動の場を広げ、開拓し、音楽家の社会的・経済的権利を守る重要な役割を担っています。積極的に音楽需要を作り出し、さらに、こうして引き出した需要を安定して受け入れる体制も必須です。

音楽ユニオンが音楽家の拠り所として有り続けるために、是非とも必要なこれらの基盤を早急に整備する必要があると考え、法人格取得も視野にいれた運動に取り組んでいます。

#### 【サービス連合(フォーラムジャパン)】

2010年度は、国内旅行が高速道路1000円政策の影響もあり売上が減少したものの、海外旅行が順調に推移した結果、添乗事業全体では前年度を大きく上回ることができ、営業段階での黒字を達成しました。

2011年度については、リーマンショック以降落ち込んだ日本経済の回復を受け、旅行市場も順調なスタートを切りましたが、3月に発生した東北地方太平洋沖地震ではかつて経験したことのない甚大な影響を受けることとなりました。

しかしながら、夏以降は急速に旅行需要が回復したこともあり、通期では黒字を確保

することができました。

引き続き、安定した企業基盤の確立を目指すとともに、添乗員の労働条件の向上に傾注していきます。

### 【三重一般労働組合スタッフユニオン】

- 1) 製造業関係で大徳食品(本社奈良県)四日市工場への 40 人規模の労働者供給につき間接的に話がありました。  
偽装請負で働いていた外国人労働者が対象でしたが、2011 年 2 月、最終的には期間工での直接雇用となり、労供の話はなくなりました。現在これらの労働者の労働条件をめぐって会社と争議状態に入りつつあります。
- 2) 介護事業関係でホームヘルパーの労供の可能性が生まれており現在検討中です。
- 3) 官庁関係への仕事ができないか、組合と友好関係にある企業(有限会社コム)を利用して現在研究中です。  
大徳食品への労供の可能性を中心に活動してきましたが、労供を利用しない形になり、現在、労供のすすめ方について立て直し中です。

### 【しごと情報ネットの活用】

厚生労働省が運営する「しごと情報ネット」では 2003 年 7 月から供給先・派遣先の仕事情報の提供を開始しています。

労供労組協では一般参加機関としてコンピュータ・ユニオン (SE、プログラマー) やスタッフフォーラム (OA スタッフ) の案件情報を中心に供給先の仕事情報の提供を行っていましたが、不景気により案件情報が減っており、応募者を募る状況ではないため、現在は休止しています。

**(3) 労供事業を行っている、あるいは、行おうとする労働組合との関係を維持し、労供労組協への参加を呼びかける。**

今期は労供労組協への新たな加盟はありませんでしたが、現在、全国の労供事業所 81 事業所の内、43 事業所が労供労組協加盟 (資料 3 参照) となっています。

今後も、全国の労供組合にろうきょう通信を送るなどして、参加の呼びかけを行なっていきます。

**(4) 労働者派遣法が規制強化される中で、労働組合関係団体に労供事業を働きかける。**

昨年 3 月に作成した、パンフレット「派遣はダメ！労供を始めよう」を活用し、多くの労働組合に労供事業を働きかけたいと思います。

これまでのパンフレットの販売状況は次頁の通りです。

NO.	組合名	購入部数	購入金額
労 供 組 協 加 盟 組 合	1 新運転	500 部	100,000 円
	2 自運労	500 部	100,000 円
	3 全港湾	400 部	80,000 円
	4 電算労	150 部	30,000 円
	5 全建総連	50 部	10,000 円
	6 東京ユニオン	40 部	8,000 円
	7 建交労兵庫支部	25 部	5,000 円
	8 ユニオンみえ	20 部	4,000 円
	9 建交労関西支部	5 部	1,000 円
	10 全日建運輸	50 部	10,000 円
	11 全日建運輸近畿地本	250 部	50,000 円
	12 奈良ユニオン	50 部	10,000 円
	13 サービス連合	50 部	10,000 円
そ の 他	14 伊藤彰信	200 部	40,000 円
	15 神奈川人材供給労働組合	15 部	4,500 円
	16 阪神自動車運転士労働組合	30 部	9,000 円
	17 全国一般労働組合福岡地方本部	10 部	3,000 円
	18 板橋区立学校従業員労働組合	30 部	9,000 円
合計		2,375 部	483,500 円

## 2.他団体、行政との協力

### (1) 國學院大學経済学部の労供研究会の成果を持って、労供事業法制定運動を進める。

労供研究会 (<http://k-rokyoken.jp/>) は準備会を経て、2009年8月に國學院大學経済学部内に発足し、一昨年からの11月27日の第6回研究会からは労働者供給事業法について討議を重ねてきました。

労供研究会は今年度でいったん終了し、現在最終報告書のとりまとめを行っているところです。さらに、集大成として、本日16時よりシンポジウム「労働組合による労働者供給事業の可能性－非正規労働問題の解決へ向けて－」があります。

今後は労供研究会の成果を活かし、労供事業を広めるとともに、労供事業法制定に向けて運動を進めていきたいと思ひます。

## (2) 2012 年の国際協同組合年に向けて、協同組合との連携を模索する。

国連は 2012 年を「国際協同組合年（International Year of Cooperatives=IYC）」と定め、貧困削減や雇用創出、社会的統合など、協同組合による社会経済開発への貢献に光を当てました。そして「Cooperative Enterprises Build a Better World（協同組合はよりよい世界をつくる）」のテーマのもと、同国際年を通じて世界中の協同組合の成長と設立を促しています。

IYC には以下のような 3 つの大きな目的があります。

- (1) 協同組合についての社会的認知度を高める・・・協同組合の貢献・協同組合の世界的ネットワーク・コミュニティ構築や平和への取組などについて知ってもらう
- (2) 協同組合の設立や発展を促進する
- (3) 協同組合の設立や発展につながる政策を定めるよう政府や関係機関に働きかける

国連は、「国際協同組合年」の取り組みを世界規模で推進するため、ILO 等の国連機関や ICA（国際協同組合同盟）などが参加して国連事務局内に「国際協同組合年調整委員会」を設置するとともに、各国にも国内実行委員会を設置するよう提起しています。

国内でも各種協同組合をはじめとして、NPO 等の非営利・協同の団体、さらには協同組合の発展に期待を寄せる多様な個人が幅広く連帯し、「2012 国際協同組合年全国実行委員会」を発足させました。（資料 11 参照）

## (3) NPO 派遣労働ネットワークなど、非正規労働者に関する運動体などと連携して運動を進める。

NPO 派遣労働ネットワーク (<http://haken-net.or.jp/>) では派遣スタッフの権利向上のために、さまざまな活動を行っています。

昨年は派遣スタッフアンケート（派遣ネットでは 2、3 年おきに派遣労働者に対しアンケートを行っています。）を行い、7 月に集計しています。（資料 12 および、別紙「派遣ネットニュースレターNo.37」参照）

また、全国ユニオンや全日建運輸などとともに「格差是正と派遣法改正を実現する連絡会（派遣法改正連絡会）」を作り、昨年 7 月 13 日に声明（資料 13 参照）を出しています。

## (4) 行政に関与する労働者派遣事業適正運営協力員、しごと情報ネット運営協議会委員などに引き続き参加する。

労供労組協から労働者派遣事業適正運営協力員には太田武二、松本耕三、峯島仁および横山南人の 4 名の委員（資料 8 参照）、しごと情報ネット運営協議会委員には横山南人を委員として出しています。

平成 23 年度の労働者派遣事業適正運営協力員会議は昨年 6 月 29 日と 12 月 12 日の 2 回開催されました。協力員は昨年度は半減され 38 名でしたが、今年度は元に戻されて、

78名になっています。

協力員会議では指導監督状況、職業安定、労働基準や雇用均等関係についての行政運営の報告、派遣労働（資料9参照）に関する実態調査についての報告がありました。

しごと情報ネット（<http://www.job-net.jp/>）運営協議会は今年の10月17日に第33回が開催され、しごと情報ネットの運営状況（サイトのアクセス数など）、平成24年度の予算要求やシステム改修のスケジュールなどの報告（資料10参照）がありました。

システム改修においては、日雇の情報提供が予定されており、今年の4月には公開される予定です。

今年度、厚生労働省編職業分類が改訂されました。前回の改訂は平成11年でした。

今回の改訂は職業安定法第15条が平成11年に改訂され、それまでの公共職業安定所だけではなく民間事業者にも広がり、官民に共通する労働市場のルールを整備する観点から官民共通の職業分類を作成し、その普及に努める旨に改訂（下記、「職業安定法第15条」参照）されました。今回の改訂はこの改正法施行後の最初のケースでした。

今回の改訂にあたった職業分類改定委員会には職業紹介事業者や人材紹介事業者そして労働者派遣事業者および労働者供給事業者からも委員が出されました。労働者供給事業者からは横山南人が委員として改訂作業に参加しました。（資料4-1参照）

#### 職業安定法第15条

職業安定主管局長は、職業に関する調査研究の成果等に基づき、職業紹介事業、労働者の募集及び労働者供給事業に共通して使用されるべき標準職業名を定め、職業解説及び職業分類表を作成し、並びにそれらの普及に努めなければならない。

### 3. 労供事業の深化と豊富化に向けて

**(1) 労供事業の事業主性を追究し、労供組合を社会労働保険の適用事業者とするようにする。**

労供事業で働く組合員は雇用労働者です。労供労組協では発足当初から労供組合に事業主性を認めるよう厚生労働省に要請をしてきました。その回答として1999年12月の職安法改正で供給・派遣の仕組みの下、擬制的に事業主性を確保し、社会労働保険が適用できるようになりました。

しかし、供給・派遣の派遣部分で派遣法が適用されるため、期間の延長ができなかったりするなど、供給にはない制限があるため、労供組合を社会労働保険の適用事業者となるよう引き続き運動を進めます。

**(2) 労働者が労働市場の支配力を高めるために、労供事業とともに職業教育、共済活動、統一的な労働条件形成、労働相談の機能向上を追究する。**

企業組合ケアフォーラムではホームページ（<http://www.care-forum.com/>）でヘルパー

の一般の業者に比べて高い賃金レベルを公開しています。また、コンピュータ・ユニオンの労供事業宣伝（求人）ページ（<http://www.union-net.or.jp/>）でも、賃金の実態を公開しています。新運転では、人材育成センターを開設し、新規加入組合員を対象に労働組合の労供事業の周知徹底と併せて、供給先事業の協力も得て生コン、清掃車の実技、作業実習と就労マナーの向上などに取り組んでいます。これらは、統一的な労働条件形成とは言えませんが、それに向けての足がかりになればと思います。

#### 4.運営

- ①事務局ニュース「ろうきょう通信」を発行する。
- ②機関紙「ろうきょう」を発行する。
- ③総会を年1回、幹事会を年3回開催し、4役会議は随時開催する。
- ④秋季学習会を開催し、雇用システムの活性化、労供事業のあり方を学習する。
- ⑤会費は現状どおりとし、必要な財政措置はその都度幹事会に諮る。

労供労組協事務局ニュース「ろうきょう通信」を No.42、No.43、No.44 を発行（資料4参照）しました。

機関紙「ろうきょう」については発行することが出来ませんでした。

幹事会は昨年6月22日（水）と12月14日（水）に開催されました。

6月22日の幹事会では労供研究会で検討が進められている労働者供給事業法について、労供労組協としての考えをまとめるための論点整理を行い、12月14日の幹事会では考え方、方向性をまとめようとしたのですが、労供労組協内の供給組合は業種や組合の規模のなどさまざまに一つにまとめることはできませんでした。（資料4-3参照）

また、6月22日の幹事会では廃業が決まったソートフル企業組合の廃業に向けて、派遣先や内勤者および派遣スタッフの対応や課題について話し合われました。供給・派遣を供給に切替えるよう派遣先に要請して欲しいとの意見がありました。

2011秋の学習会は昨年10月2日（日）、3日（月）の2日間、三浦半島のマホロバマインズ三浦にて、10組合、18人が参加し、「労働者供給事業法の制定に向けて」をテーマに開催されました。講師は國學院大學労供研究会座長の橋元秀一教授で「労供の現実と可能性をめぐって 一事業法制定へ向けた検討課題」をテーマにお話をいただきました。（資料4-2参照）

## II.2012 年度活動方針

### 1.主な活動課題

#### (1) 労働者の権利の維持・拡大

- ①労働者派遣法に反対し、労働者供給事業法の制定を求める。
- ②労働局統廃合に反対するなど、職安行政の動向に対応し、厚生労働省や東京労働局などへの要請を行う。
- ③労働者性の追求と雇用関係の拡大
  - a.労働基準法の適用対象（労働者概念）の拡大
  - b.労働契約法の適用拡大（推定規定の導入）

#### (2) 「供給・派遣」などによる労働者事業体の強化・発展

- ①「供給・派遣」や「供給・請負」などにおける事業体として労働者協同組合の活用を検討する。
- ② しごと情報ネットの活用をはかる。
- ③ 違法な派遣、請負、労供を摘発し、労働条件や法令順守などにおける「供給・派遣」や「供給・請負」の優位性を示す。

(3) 労供事業を行っている、あるいは、行おうとする労働組合との関係を維持し、労供労組協への参加を呼びかける。

(4) 労働者派遣法が規制強化される中で、冊子「労供・派遣事業の手引き」やパンフレット「派遣はダメ！労供を始めよう」を活用し、労働組合関係団体に労供事業を働きかける。

(5) 日雇雇用保険と特例健康保険適用の改善を求める署名を行い、厚生労働省へ要請する。

### 2.他団体、行政との協力

- (1) 國學院大學経済学部 労供研究会の成果を活かし、労供事業法制定運動を進める。
- (2) 國學院大學経済学部 労供研究会が終了した後も、労供労組協において労供研究会を継続する。
- (3) 2012 年の国際協同組合年の中で、協同組合との連携を模索する。
- (4) NPO 派遣労働ネットワークなど、非正規労働者に関する運動体などと連携して運動を進める。
- (5) 行政に関与する労働者派遣事業適正運営協力員、しごと情報ネット運営協議会委員などに引き続き参加する。

### 3.労供事業の深化と豊富化に向けて

- (1) 労供事業の事業主性を追究し、労供組合を社会労働保険の適用事業者とするようにする。
- (2) 労働者が労働市場の支配力を高めるために、労供事業とともに職業教育、共済活動、統一的な労働条件形成、労働相談の機能向上を追究する。

### 4.運営

- (1) 事務局ニュース「ろうきょう通信」を発行する。
- (2) 機関紙「ろうきょう」を発行する。
- (3) 総会を年 1 回、幹事会を年 2 回以上開催し、4 役会議は随時開催する。
- (4) 秋季学習会を開催し、雇用システムの活性化、労供事業のあり方を学習する。
- (5) 会費は現状どおりとし、必要な財政措置はその都度幹事会に諮る。